

今後の弊社の取組みについて（改訂）

株式会社 M&A DX では、令和 7 年 1 月 24 日付で M&A 支援機関登録の取消しとなりました（期間 8 か月）。お客様をはじめとする関係者の皆様にご心配をおかけすることとなりましたことを、改めて心よりお詫び申し上げます。

弊社は、本件について厳粛に受け止め、取消後直ちに弁護士など外部有識者等と協議した上で、令和 7 年 1 月 27 日に「今後の弊社の取組みについて」というお知らせを発表しました。

弊社では、その後も継続して、外部有識者等と、どうすれば不適切な譲受側を排除して、健全な M&A を実現できるについて議論を進めてまいりましたが、今般、下記の取組みを追加的に実施することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

弊社では、設立以来、友好的承継を理念として、事業に邁進してまいりました。これらの取組みを着実に実行することによって、更に健全な M&A アドバイザリー事業を推進してまいります。

記

1. 不適切な譲受側の排除に向けた弊社の追加方針（5/15 追加）

今後、弊社では、不適切な譲受側を排除するために、譲渡側企業の経営成績・財政状態等が不振である場合、著しく低廉な株価での株式譲渡による M&A を実施しないことを決定しました。

弊社が同業他社や外部有識者等と意見交換及び調査をした結果、不適切な譲受側がターゲットとする譲渡側企業の多くは経営成績・財政状態等が不振で、M&A の株価が低廉であるという特徴が判明しています。

不適切な譲受側は、譲渡側企業を著しく低廉な株価により M&A をした上で、当該企業から現預金等の資産を吸い上げるという手口を用います。また、不適切な譲受側には、最終契約書で M&A 成立後の履行義務として定められた、金融機関等への経営者保証の解除を行わないという特徴があります。その結果、M&A 後に、当該企業の経営状況が悪化して事業継続が難しくなるだけでなく、譲渡側に経営者保証が残ってしまうことになります。

このような不適切な譲受側の特徴に鑑みて、今後、弊社では、不適切な譲受側を排除するため、譲渡側企業の経営成績・財政状態等が不振である場合、著しく低廉な株価での株式譲渡による M&A を実施しないことを決定しました。

なお、弊社では、経営成績・財政状態等が不振な譲渡側企業に対しては、低廉な株価での M&A ではなく、自力再生に向けた経営コンサルティングや第二会社方式等を活用したスポンサー支援型の M&A を通じて、支援を進めてまいります。特にスポンサー支援型の M&A は、中小企業活性化協議会や裁判所などの第三者を関与させることができるため、不適切な

譲受側を排除するため有効です。

2. 不適切な譲受側の排除に向けた調査の徹底

【弁護士等による調査】(5/15 追加)

M&A 成立前に、譲受側に対して弁護士や信用調査会社などの外部有識者等による調査を実施することといたしました。譲受側の属性に応じてデスクトップ（机上）調査から、必要に応じて譲受側への聞き取り調査等も実施してまいります。

【財務状況の調査】

譲受側との契約時に調査機関等を通じた情報収集等により審査を実施し、不適切な譲受側を排除する取り組みを実施します。特に、譲渡側企業の経営成績・財政状態等が不振な場合、M&A を検討する譲受側に対して、決算書類の提出を要請するとともに、必要に応じて M&A の実行前に金融機関へ経営者保証解除について相談するよう提案します。

【コンプライアンス調査】

外部データベースや WEB 検索を活用した反社会的勢力との関係の有無及びネガティブ情報を全件確認します。

【事業実態に関する調査】

商業登記簿の取得、WEB 地図の利用、個別案件や顧客属性に応じた現地訪問を通じて、譲受側の事業実態を調査します。

【最終契約の実行可能性の調査】

個別案件や顧客属性に応じて財務諸表、預金通帳や融資証明書等を確認し、譲受側が契約を履行できる能力を有しているかを慎重に調査します。

3. 不適切な譲受側に関する情報取得

【情報投稿フォームの設置】

過去の依頼者（譲渡側）からの譲受側に対するクレーム等、譲渡側にとって取引を控えるべきと考えられる情報を収集するための社内窓口を設置します。事実と判断しうるに足る証拠（及びそれに準ずる証拠）を入手できた場合は「取引不可」、事実確認できない場合は「取引注意」として取り扱うこととし、全社員が情報共有できる体制を構築いたしました。

4. 業界内での情報共有

業界内の透明性向上のため、外部機関との定期会議を開催し、不適切な企業に関する情報の収集と共有を行っています。

5. 社内教育およびクロージング手続の強化

【最終契約前のリスク説明】

契約に関するリスク事項について、譲渡側の経営者様に対する説明を徹底します。また、必要に応じて、譲渡側の経営者様に金融機関等への相談を推奨します。

【クロージング時の宣誓書】

契約後義務の経営者保証の解消を促進するため、譲渡側・譲受側の双方に対して、契約内容の理解とその遵守に関する誓約書の差し入れを依頼します。

【社員研修の実施】

実践的な社員研修を実施し、「取引不可」「取引注意」先への対応やケーススタディを通じて、不適切な譲受側との取引を未然に防ぐように努めます。

なお、上記取組みは既に運用しております。

本件を契機に、さらなるコンプライアンス意識の向上と業務運営の透明性確保に取り組むことで、信頼される M&A 支援企業として再出発いたします。

令和 7 年 5 月 15 日

株式会社 M&A DX

代表取締役 牧田彰俊